

愛媛県教育委員会 6 月定例会議事録

1 開会の日時及び場所

平成28年 6 月 1 日（水）午前10時30分

愛媛県庁 第一別館 教育委員室

2 出席者

教育長 井上 正 委 員 関 啓三 委 員 堺 雅子

委 員 脇斗志也 委 員 攝津眞澄 委 員 丹下敬治

3 欠席委員

なし

4 会議に出席した公務員の職氏名

副教育長 大島修一

指導部長 吉田慎吾

教育総務課長 高橋正範

教職員厚生室長 越智秀明

生涯学習課長 上城戸裕子

文化財保護課長 佐川昌三

文化財保護課文化財専門監 谷若倫郎

保健体育課長 加藤哲也

義務教育課長 川崎 豊

高校教育課長 長井俊朗

人権教育課長 小黒裕二

特別支援教育課長 中村徹男

5 会議の概要

(1) 開 会（午前10時30分）

（教育長） ただいまから、教育委員会 6 月定例会を開会いたします。

傍聴人の皆様に申し上げます。傍聴人は、所定の席で、静粛に傍聴願います。また、携帯電話等は電源を切るなどしてさせていただきますよう御協力をお願いいたします。

始めに、委員の皆さんに提案させていただきます。本日の議案のうち、議案第27号から議案第31号までの委員の委嘱等 5 件、議案第32号公立小学校教員の懲戒処分について、及びその他の協議案件の表彰案件につきましては、いずれも人事案件であることから、また、平成28年度 6 月補正予算案につきましては、今後、知事が最終決定をして、県議会に上程される予定の案件ですが、知事による公表がされていないことから、審議を非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。

（全委員） 異議なし。

（教育長） 次に、議事進行について、御意見をいただきたいと思います。配布しております次第の順に議事を進行いたしますと、非公開案件の途中に公開案件が入ることになりまして、その都度、傍聴人の方に入退出していただくことになりますので、この際、公開案件を先にまとめて審議したいと思いますがいかがでしょうか。

（全委員） 異議なし。

（教育長） それでは、公開案件の審議を先にすることといたします。事務局が資料を配布しますので少々お待ちください。

(2) 5 月定例会議事録の承認

(教育長) それでは、5月定例会議事録の承認についてお諮りをいたしますが、委員の皆様よろしいでしょうか。

(全委員) はい。

(教育長) 全員異議ございませんので、原案のとおり承認をされました。続きまして教育長報告に移ります。

(3) 教育長報告

○「臥龍山荘」の重要文化財（建造物）の指定について

(教育長) 「臥龍山荘」の重要文化財の指定につきまして、事務局から報告をお願いします。

(文化財専門監) 大洲市に所在いたします臥龍山荘の重要文化財指定について御報告いたします。

県指定有形文化財の臥龍山荘が去る5月20日に開催されました国の文化審議会の審議を経まして、国の重要文化財に指定するよう文部科学大臣に答申されました。

臥龍山荘は肱川を望む景勝地に大洲市出身の貿易商、河内寅次郎が建てた別荘で、「臥龍院」、「不老庵」及び「文庫」の3棟から成ります。昭和60年には愛媛県有形文化財に指定され、保存・活用され、今や、フランスのミシュラン社が発行いたします旅行ガイド「ミシュラン・グリーンガイド・ジャポン」で1つ星をいただく、県内屈指の観光地でございます。

地元の大工、中野寅雄により不老庵が明治34年、文庫が同37年、臥龍院が同38年に建てられ、臥龍院の床の間には松皮菱の花頭窓など、桂離宮などの名建築に着想を得た細部の意匠を持つ茅葺の建物で、数寄屋技法の濃淡により室毎の趣向に変化をもたせております。不老庵は肱川を見下ろす崖地に懸造で張り出す、独創的な造形を持つ茅葺の小庵でございます。

各建物は吟味された材料と熟練した技術により、全体構成から細部に至るまで、極めて独創的で濃密な数寄屋の意匠にまとめられておりまして、四国地方における近代数寄屋建築の優品として高く評価されました。

本年7月頃、官報告示をもって重要文化財に指定され、本県の重要文化財は計40件となり、同時に県指定は条例の規定によりその効力を失い、都合20件となります。

以上で報告を終わります。

(教育長) ただいまの報告につきまして、御意見・御質問等はございませんでしょうか。

(教育長) よろしいでしょうか。

(全委員) はい。

(教育長) それでは教育長報告につきましては、以上で終了いたします。続きまして専決処分の承認に移ります。

(4) 議 事

専決処分

○教職員の報賞について

(教育長) 教職員の報賞について、事務局から説明をお願いします。

(高校教育課長) 平成28年5月25日に死亡しました、愛媛県立川之石高等学校教諭米田勝典の報賞について愛媛県教育委員会教育長専決規則第2条第2項の規定により専決処分しましたので同規則第4条の規定によりここに報告します。

なお、米田教諭は勤続21年でありまして、愛媛県教職員報賞規程運用方針の20年以上勤続して在職中死亡したもののうち、特に成績良好なものという要件に該当します。

御承認のほどをお願いいたします。

(教育長) ただいまの説明につきまして、御意見・御質問等はございませんでしょうか。

(全委員) ありません。

(教育長) 全員異議ございませんので、教職員の報賞につきましては原案のとおり承認されました。

(教育長) ここからは、非公開案件の審議に入りますので、傍聴人の皆様は退席をお願いいたします。

議案審議

○議案第27号 愛媛県社会教育委員の委嘱について

(教育長) 議案説明を求める。

(生涯学習課長) 愛媛県社会教育委員である愛媛県社会教育委員連絡協議会長及び愛媛県PTA連合会副会長の交代に伴い、その後任の委員を、社会教育法第15条第2項の規定により委嘱する原案を説明する。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 原案のとおり可決決定する旨宣する。

○議案第28号 愛媛県総合科学博物館協議会委員の任命について

(教育長) 議案説明を求める。

(生涯学習課長) 愛媛県総合科学博物館協議会委員である愛媛県PTA連合会副会長の交代に伴い、その後任の委員を、博物館法第21条の規定により任命する原案を説明する。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 原案のとおり可決決定する旨宣する。

○議案第29号 愛媛県歴史文化博物館協議会委員の任命について

(教育長) 議案説明を求める。

(生涯学習課長) 愛媛県歴史文化博物館協議会委員である愛媛県PTA

連合会副会長の交代に伴い、その後任の委員を、博物館法第21条の規定により任命する原案を説明する。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 原案のとおり可決決定する旨宣する。

○議案第30号 愛媛県立図書館協議会委員の任命について

(教育長) 議案説明を求める。

(生涯学習課長) 愛媛県立図書館協議会委員である愛媛県PTA連合会副会長の交代に伴い、その後任の委員を、図書館法第15条の規定により任命する原案を説明する。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 原案のとおり可決決定する旨宣する。

○議案第31号 愛媛県美術館協議会委員の任命について

(教育長) 議案説明を求める。

(文化財保護課長) 愛媛県美術館協議会委員である愛媛県PTA連合会副会長の交代に伴い、その後任の委員を、博物館法第21条の規定により任命する原案を説明する。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 原案のとおり可決決定する旨宣する。

○議案第32号 公立小学校教員の懲戒処分について

(教育長) 議案説明を求める。

(義務教育課長) 松山市内の商業店舗のトイレにおいて、複数回トイレトーパーを窃盗した公立小学校教諭について、懲戒処分する原案を説明する。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 原案のとおり可決決定する旨宣する。

(5) その他

○平成28年度6月補正予算案について

(教育長) 協議題の説明を求める。

(副教育長) 愛媛県議会6月定例会に提案予定の平成28年度6月補正予算案の教育委員会関係分について、概要を説明する。

(教育長) 意見を求める。

(関委員) スーパープロフェッショナルハイスクール推進事業の今後の

予定について質問する。

(副教育長) 今後の取組予定について回答する。

(攝津委員) 学校給食地域食文化継承モデル事業について、学校給食を通じて、地域の伝統食が家庭にも広まるような取組になってほしい旨述べる。

(副教育長) 地産地消も視野に入れ、そのような取組になるよう事業を進めたい旨述べる。

(堺委員) 学校給食において、地産地消で大量に食材を確保する課題について質問する。

(保健体育課長) 地産地消で大量に食材を確保するのは困難なため、ある程度モデル的に実施することになると思われる旨、回答する。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 了承する旨宣する。

○平成28年度社会教育功労者文部科学大臣表彰について

(教育長) 協議題の説明を求める。

(生涯学習課長) 平成28年度社会教育功労者文部科学大臣表彰の被表彰候補者(2名)の推薦について説明する。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 了承する旨宣する。

○平成28年度学校保健文部科学大臣表彰について

(教育長) 協議題の説明を求める。

(保健体育課長) 平成28年度学校保健文部科学大臣表彰の被表彰候補者(個人2名・学校2校)の推薦について説明する。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 了承する旨宣する。

○平成28年度学校安全文部科学大臣表彰について

(教育長) 協議題の説明を求める。

(保健体育課長) 平成28年度学校安全文部科学大臣表彰の被表彰候補団体(1校)の推薦について説明する。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 了承する旨宣する。

(教育長) 非公開案件終了のため会議を公開する旨宣する。

(6) 閉 会(午前11時14分)

(教育長) 以上で、本日の審議事項を全て終了いたしましたので、教育委員会 6 月定例会を閉会いたします。